

改定後	改定前
<p>第22条（支払方法） （略）</p> <p>4. 当社は、加盟店から提出された売上データについて、その内容もしくは正当性に疑義があると当社が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる売上債権の立替払金の支払いを保留することができるものとします。<u>また、調査開始より30日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。</u>この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟店は、当該売上データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。</p>	<p>第22条（支払方法） （略）</p> <p>4. 当社は、加盟店から提出された売上データについて、その内容もしくは正当性に疑義があると当社が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる売上債権の立替払金の支払いを保留することができるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟店は、当該売上データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。</p>
<p>第42条（届出事項の変更等） （略）</p> <p>4. 加盟店が第3条第1項(6)及び第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>	<p>第42条（届出事項の変更等） （略）</p> <p>4. 加盟店が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>
<p>第46条（有効期間・解約） 本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通</p>	<p>第46条（有効期間・解約） 加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは</u>相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、また</p>

<p>知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第42条第3項に基づき、届出住所に通知を送れば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<u>当社は加盟店に予告することなく本規約を解約できるものとします。</u></p>	<p>は、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<u>当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより</u>（加盟店との連絡不能による場合は、第42条第3項に基づき、届出住所に通知を送れば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</p>
---	--